

監査公表第10号

監査結果に基づく措置について

平成29年11月15日付監査報告第12号の監査結果報告に基づき、大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、その結果を公表します。

平成29年12月26日

大牟田市監査委員 中原修作
同 大野哲也

健 長 第 2 3 5 6 号
平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日

大牟田市監査委員 中原 修作 殿
同 大野 哲也 殿

大牟田市長 中 尾 昌 弘
(保健福祉部健康福祉推進室健康長寿支援課)

行政監査の結果に基づく措置について

平成 2 9 年 1 1 月 1 5 日付け、監査報告第 1 2 号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置いたしましたので報告します。

【個別指摘事項】

(2) 公印の保管について

(健康福祉推進室健康長寿支援課)

大牟田市労働福祉会館使用許可書に押印する「大牟田市長（福祉課）」印（公印番号：福 007）について、執務時間中、時間外ともに労働福祉会館事務室内に保管されており、執務時間外の鍵の管理は公益社団法人大牟田市シルバー人材センターが行っていた。

また、当該公印について、公印使用簿が備えられておらず、使用状況を把握することができなかった。

労働福祉会館の管理業務（使用料の収納業務を含む。）については、「大牟田市労働福祉会館管理業務委託契約書」により公益社団法人大牟田市シルバー人材センターに委託されているが、使用許可権限は委託することができず、市長の権限である。

使用許可権限のない者に使用許可書に押印する市長公印を管理させ、当該公印の使用状況を把握していないことは、公印を慎重に取り扱い、不正使用のないように厳重に保管しなければならないとした大牟田市公印規則の趣旨に沿っていないとはいえず、また、施設の管理責任の面からも適切とはいえない。

公印の重要性を十分に認識し、公印規則の規定に沿った適正な保管及び使用に改められたい。

【措置の状況】

(2) 公印の保管について

(健康福祉推進室健康長寿支援課)

大牟田市労働福祉会館使用許可書に押印する「大牟田市長（福祉課）」印（公印番号：福 007）については、平成 29 年 8 月 7 日に実施した保健福祉部の機構改革により廃止し、「大牟田市長（健康長寿支援課）」印（公印番号：健長 022）を新調しました。

その後、上記のとおり行政監査の指摘を受けたため、「大牟田市長（健康長寿支援課）」印（公印番号：健長 022）については、健康長寿支援課（障害・援護担当）の執務室内の鍵付

キャビネットに保管するとともに、公印使用簿を備え付け使用状況が把握できるようにしました。

改めて公印の重要性を十分に認識し、今後も公印規則の規定に沿った適正な保管及び使用に努めてまいります。